

赤潮情報共有ネットワーク構築事業に係る要件定義業務委託仕様書（案）

1 委託業務の名称

赤潮情報共有ネットワーク構築事業に係る要件定義業務

2 履行期限

令和9年3月5日（金）

3 事業の目的

現在、鹿児島県では、例年のように赤潮被害が発生しており、赤潮被害軽減に取り組んでおり、赤潮情報の集約・伝達に関して、迅速化と省力化が課題となっている。

そこで、赤潮対策に必要なICTブイ等からの水温や潮流などの海況情報，赤潮プランクトンの細胞密度，ドローンやスマートフォンにより撮影した写真や衛星画像などを迅速に集約・共有し，関係者がリアルタイムで各種情報を入手できるシステム（以下、「赤潮情報共有ネットワーク」という。）を開発することで赤潮被害を軽減すること。

4 赤潮情報共有ネットワークの概要

- (1) ICT機器等のデータや赤潮プランクトンの検鏡結果、衛星画像等赤潮対策に必要な情報を迅速に集約し、リアルタイムで発信する機能を有すること。
- (2) 集約する情報については、関係者以外は確認できないようにすること。
- (3) ブラウザ版で動作すること。

5 委託業務の内容

受注者は、赤潮情報共有ネットワークの要件定義書を作成し、鹿児島県商工労働水産部水産振興課栽培養殖係（以下、「担当部署」という。）の確認を受けること。

また、契約期間中に発生した新たな課題や要件について確認の上、「要件一覧」に取りまとめ、要件定義書に反映すること。

なお業務は次により実施するものとする。

- (1) 受注者は、担当部署と随時協議を行うこと。
- (2) 担当部署との協議の内容は、受注者の責任において議事録に整理し、内容について担当部署の承認を得ること。議事録は、協議の実施後、原則として5日以内（行政機関の休日を除く。）に電子ファイルで担当部署にメールで提出すること。
- (3) 本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合その他必要がある場合は、事前に担当部署と協議し、担当部署の指示に従い対応すること。

5 成果物

受注者は、事業の成果物として以下を作成し、担当部署に提出すること。

- ・ 要件定義書
- ・ 業務報告書：全体版／概要版 各5部

- ：電子媒体（業務報告書の電子データをＣＤ－Ｒに記録したもの） １部
- ・ 調査結果に基づいたシステムのプロトタイプ

6 受託者の義務

受託者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

なお、本仕様書に定めのない事項については、県水産振興課と協議し、決定すること。

7 秘密の保持

委託業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

8 検査

受託者は、成果品の引渡にあっては期限を遵守し、かつ本県の検査を受けなければならない。

なお、検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品の引渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

9 委託料の支払

受託者は、本県の検査を合格の通知を受けた時は、書面により請求するものとする。